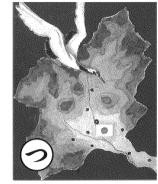




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年3月1日（金） 第10178号

目次

	ページ
規 則	
○群馬会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（財産有効活用課）	2
○群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則の一部を改正する規則（建築課）	2
告 示	
○令和6年度及び令和7年度において県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示の一部改正（建設企画課）	3
○令和6年度及び令和7年度において県が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業者に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示の一部改正（同）	3
公 告	
○土地改良区役員の退任の届出（農村整備課）	3
○令和6年二級建築士試験の実施（建築課）	3
○令和6年木造建築士試験の実施（同）	5
内水面漁場管理委員会指示	
○漁業法第120条第1項の規定等による指示の一部改正	6
○同	6
○同	6
病 院 管 理 規 程	
○群馬県病院局の処務等に関する規程の一部を改正する規程（病院局経営戦略課）	7

■ 内水面漁場管理委員会指示

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法第120条第1項の規定等による指示（令和4年群馬県内水面漁場管理委員会指示第1号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月1日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉

2中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法第120条第1項の規定等による指示（令和4年群馬県内水面漁場管理委員会指示第2号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月1日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉

2中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法第120条第1項の規定等による指示（令和4年群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月1日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉

2中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。